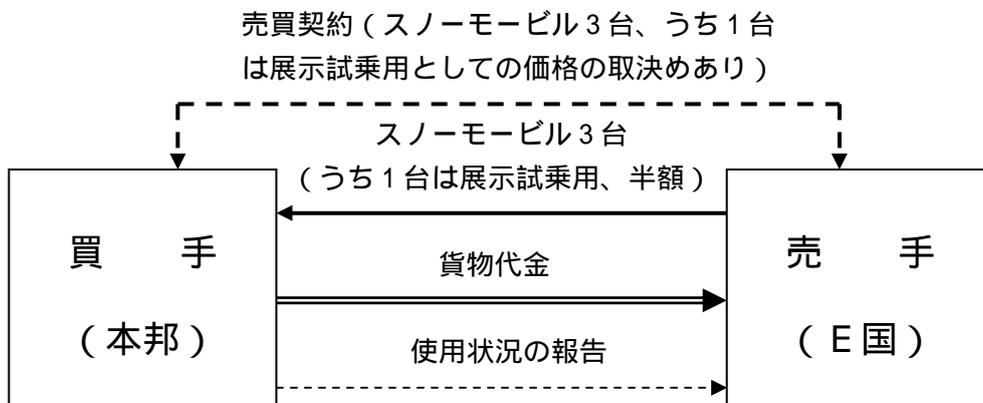


### 1. 展示試乗用として輸入する貨物の課税価格



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、売手からスノーモービルを購入（輸入）します。

今般、3台の貨物を購入しますが、売手との売買契約において3台のうちの1台については、シーズン終了までの約半年間、当社のショールームにおいて展示試乗用としてのみ使用しなければならないことが取り決められており、その取決めに従うことを条件としてその1台を通常販売品の半額で購入できることとされています。

また、当社は、展示試乗用の輸入貨物の使用状況を、毎月、売手に報告することが義務付けられていますが、シーズン終了後は中古商品として国内販売してよいこととされています。

売手から当社宛てに送付された仕入書において、その展示試乗用の1台の売買価格は他の2台の売買価格の半額で表示されており、当社はその仕入書に従って輸入貨物の代金（仕入書価格）を売手に支払います。

当社が他の2台（通常販売品）とともに輸入する1台の展示試乗用の貨物の課税価格は、当社が売手に支払う売買価格（通常販売品の半額）を現実支払価格として計算することができますか。

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が輸入する1台の展示試乗用の貨物は、輸入貨物の処分又は使用につき制限がある貨物であるため、現実支払価格に基づく「輸入貨物の取引価格による方法」により課税価格を計算することはできません。

（理由）

輸入取引により輸入される貨物の課税価格は、原則として、現実支払価格に運賃等（加算要素）の額を加えた取引価格となりますが、買手による輸入貨物の処分又は使用につき制限（輸入貨物の価格に実質的な影響を与えていないと認められる制限等を除く。）がある場合には、原則的な方法である「輸入貨物の取引価格による方法」により計算することはできないこととされています。

上記の取引において、貴社が輸入する 1 台の展示試乗用の貨物は、一定期間貨物の使用に係る制限が付された貨物であり、展示試乗用として使用することを条件として、売手がその価格を引き下げて貴社に販売していると認められますので、「輸入貨物の取引価格による方法」によりその課税価格を計算することはできません。

したがって、関税定率法第 4 条の 2（同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法）以下の規定により課税価格を決定することとなります。

なお、同時に輸入される 2 台の通常販売品があるため、その通常販売品が展示試乗品と同種のものであって、その課税価格が「輸入貨物の取引価格による方法」により計算されたものであれば、その通常販売品の取引価格により課税価格を計算することとなります。

#### 【関係法令通達】

関税定率法第 4 条第 1 項、第 4 条第 2 項第 1 号、第 4 条の 2 第 1 項

関税定率法施行令第 1 条の 7、第 1 条の 10

関税定率法基本通達 4 - 1 の 2(2)、4-16、4 の 2 - 1(1)

#### 注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）